

## 重要文化財『西南院文書』第四卷

坂口太一郎  
藤本孝一

## 【解題】

本稿は、坂口太郎・藤本孝一「重要文化財『西南院文書』第一巻〜第三巻」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第三〇号、二〇二〇年。以下、「前稿」)の続稿である。最初に、本稿で紹介する重要文化財『西南院文書』第四巻の概要と、注目すべき文書について解説しておく。

第四巻は、室町時代前期から中期にかけての文書十一通を収める。特徴的であるのは、西南院の相伝に関わる院主の譲状が多い点であり、中世後期における西南院の沿革を考える上で、貴重な手掛かりとなる。

譲状について、一つひとつの内容解説に立ち入らないが、これらを概観して気付くのは、応永三十二年(一四二五)十一月十八日付「定秀譲状」(第四五号)を画期として、それ以後の譲状に「西南院」の名称がほぼ定着することである。

前稿の「解題」で述べたように、西南院は、鎌倉時代以降、摂関九条家(のち一条家)の祈願所であった平等心院と一体の関係を持っていた。そのため、中世・近世では、「西南院」と「平等心院」という二つの名称がこもこも行なわれるが、中世前期の段階では「平等心院」の名称が用いられることが多かった。前稿で紹介した、南北朝時代の末期に属す

る元中二年(一三八五)七月二十四日付「定成譲状」(第四三三号)でも、冒頭に「讓渡 平等心院々主職事」と明記されている。

しかし、先ほど述べたように、応永三十二年の「定秀譲状」以後は、院主の譲状で「西南院」の名称がほぼ定着する。文明五年(一四七三)成立の『高野山諸院家帳』<sup>1)</sup>は、中世後期の高野山上における子院を一覧化した史料であるが、これにも「平等心院」ではなく「西南院」と記されている。このような院号の交替は、関係史料を見る限り、南北朝時代末期から室町時代初頭にかけて生じたと考えてよからう。

また、右の現象とあわせて注目すべきは、これまで平等心院の所領として相伝されてきた和泉国大泉荘が、室町中期以降になると、西南院の關係史料から姿を消すことである。すなわち、西南院の院主の譲状において大泉荘が見えるのは、永享七年(一四三五)十月十六日付「祐舜譲状」(第四七号)を最後とする。この後に、西南院は大泉荘の支配権を失ったと考えられ、明応八年(一四九九)八月二十三日付「仙海譲状」(『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「院宣古遺状古証文等写」。第五四号(参考)には、大泉荘は見えない。

そして、大泉荘の喪失と軌を一にして、西南院は、鎌倉時代以来の外護者である一条家(大泉荘の本案)との関係が途切れる。重要文化財『西

南院文書』第一巻から第三巻には、九条家ないしは一条家が発給した御教書が多く収められており、かつては平等心院の相伝に際して、一条家の安堵が必要であったことがうかがえる。ところが、第四巻には、一条家の発給文書を確認できない。大泉荘の支配権の喪失とともに、西南院と一条家の関係も終焉を迎えたといえよう。

以上、讓状の概観を通して、院号の交替、大泉荘の支配権の喪失、一条家との関係の断絶について、簡略に指摘した。中世前期から後期への移行にともない、西南院にも大きな変化が生じたのである。

次に、本稿で紹介する讓状には、西南院以外の院家に関わるものも見える。明応八年八月二十二日付「仙海讓状」(第五四号)がそれであるが、ここで讓渡されているのは、高野山内の浄菩提院とその院領である。

浄菩提院は、近世では高野山南谷に所在するが、これは寛文十年(一六七〇)<sup>(2)</sup>以降のことであり、それ以前は西南院と同じく西院(西院谷)にあった。右の「仙海讓状」によれば、仙海(西南院第二十一世)は、その師の俊善(西南院第十九世)から浄菩提院の院家・院領を相伝し、さらにこれらを門弟の忠海(西南院第二十二世)に讓渡している。浄菩提院の院主については、『金剛峯寺諸院家析負輯』卷八「浄菩提院代代先師名簿」にまとめられているが、これには俊善・仙海・忠海らの相伝が漏れている。ゆえに、「仙海讓状」は「析負輯」を補うものとして重要である。

西南院や浄菩提院を含む西院(西院谷)全体に関わる文書として見逃せないのは、応永二十二年七月十三日付「高野山西院院内集會評定事書」(第四四号)である。その内容は、六番衆(預中と行人中からなる広義の行人集団)<sup>(3)</sup>が、西南院所有の山木を無断で切り取ったことに対して、伐木の返還を求めるとともに、今後再発しないよう、下知することを評議したものである。末尾には、西院々主頼宥を始めとする、西院谷に所

在した諸子院の宿老七人の署判がある。<sup>(4)</sup>

中世の高野山では、一山全体の集會評定はもとより、谷上院谷・中院谷・千手院谷・西院谷・往生院谷などにおいても、それぞれ小規模な集會評定が開かれていた。和多昭夫(秀乘)氏によれば、本文書に見える集會評定が、中世の西院谷における集會評定として確認できる唯一の例という。<sup>(5)</sup> 以て、その史料的价值の高さがうかがえよう。

なお、第四巻所収文書の一部については、つとに『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「院宣古遺状古証文等写」(「統真言宗全書」第三五巻)に収載されている。また、『析負輯』卷六「先師歴代写」は、第四巻所収の讓状にもとづいて、中世後期における西南院の相承過程をまとめており、参考となる。ただし、『析負輯』における解説には誤脱が見られ、形式についても原本に忠実ではないため、注意を要する。ここに、本稿が原本にもとづいて翻刻を提供する意義があるろう。

注

- (1) 日野西真定編・著『高野山古絵図集成』(清栄社、一九八三年)所収。
- (2) 『高野山諸院家帳』。なお、『金剛峯寺諸院家析負輯』卷八「浄菩提院代代先師名簿」の阿闍梨朝雲の項に「初此寺在西院谷」。大永元年二百六十年已前、福智院失火、西院焼亡之時、類焼歟。寛文十年、与二十輪院一交替、移南谷。求花王院之生地、入三上通寺列」とあるのが参考となる。
- (3) 六番衆については、黒田弘子「中世後期における高野山権力と農民闘争」(『中世惣村史の構造』吉川弘文館、一九八五年。初出一九七一年)、山陰加春夫「永享五年の「高野動乱」について」(『新編中世高野山史の研究』(清文堂出版、二〇一一年。初出二〇〇八年)に詳しい。
- (4) 「評定事書」に見える宿老で、所屬が判明するのは、以下の四人である。  
▼頼宥一修禪院(応永二十年「一四一三」六月十二日付「勸学院護摩所田諸衆免状案」『大日本古文書 高野山文書之三』第五六二号) ▼長範

- ―浄菩提院〔高野山検校帳〕第四百十六検校法印長範の項〔大日本古文書 高野山文書之七〕第一六一号〕▼鏡範―西方院〔文安四年「一四四七」八月二十一日付「高野山大湯屋釜鑄目録」〕〔大日本古文書 高野山文書之八〕第一七七二号〕▼深範―智莊嚴院〔前掲応永二十年六月十二日付「勸学院護摩所田諸衆免状案」〕
- (5) 和多昭夫(秀乘)「中世高野山の僧侶集会制度」〔『密教文化』第四五・四六号、一九五九年〕四三頁。

(文責・坂口)

〔付記〕本研究に御協力いただき、『西南院文書』の翻刻・図版掲載の利用を御許可くださった、和田友伸師(西南院上綱)に深甚の謝意を表す。また、原本調査に御高配を賜った高野山霊宝館、調査・撮影に御協力くださった渡邊正男・山家浩樹・末柄豊・木村真美子の諸先生にも、厚く御礼を申し上げる。

なお、本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究「高野山西南院文書の調査・研究―高野山伝来史料の研究―資源化にむけて―」(二〇一八・一九年度)、「高野山伝来聖教奥書集成にむけての調査・研究―平安・鎌倉時代を中心として―」(二〇二〇年度)の成果の一部である。

## 〔翻 刻〕

### 〔凡例〕

- 一、本稿は、高野山西南院に伝来した重要文化財『西南院文書 十一巻』のうち、第四巻に収められた文書十一点を翻刻したものである。文書番号は、坂口太郎・藤本孝一「重要文化財『西南院文書』第一巻〜第三巻」〔『東京大学史料編纂所研究紀要』第三〇号、二〇二〇年。以下「前稿」をうける。
- 一、翻刻は、高野山霊宝館に寄託中の原本およびその画像によって行なったが、第四巻は焼損があるため、焼損発生以前に撮影された東京大学史料編纂所架蔵のマイクロフィルムも参照した。
- 一、花押・花押影などは、本文の相当箇所(花押)のように記し、稿末に花押集として掲げた。花押集における番号は、前稿をうける。
- 一、字体は、原則として常用漢字を用いたが、一部の異体字・略体字については残した。
- 一、改行は原本通りとした。
- 一、本文には、読点(・)・並列点(・)を付し、くりかえし記号は「々」を以て示した。
- 一、抹消された文字は、左傍に々記号を付した。
- 一、本文以外の部分は、「」で括り、その位置に従って(端裏書(包紙ウハ書)(裏書)などと傍注を付した。
- 一、編者が加えた傍注で、文字に関わるものは「」記号、参考・説明にわたるものは( )記号を以て示した。
- 一、文書の内容に関して留意すべき点については、必要に応じて按文を付し、文頭に○記号を加えて本文と区別した。

〔西南院文書〕第四卷

四四 高野山西院院内集會評定事書

採寸不能

〔端裏書〕  
一、院内事書 三通内

応永廿二年七月十三日西院々内集會評定云、

一、西南院内山木、自彼院家被切之処、

号樹院内之六番衆等、被切木少々取之

条、無勿躰云々、自往古以来、為西南院

之計条、無其隱之上者、所取之木返之、

於向後彼内山、不可相綺之由、六番衆

中可有下知事、

一、院内一同為評議之上者、宿老少々、

可被加署判事、

同年月日 西院々主頼宥（花押20）

仙杲（花押21） 道恵（花押22） 長範（花押23）

鏡範（花押24） 深範（花押25） 宗秀（花押26）

○本文書については、本稿の「解題」参照。

四五 定秀讓狀

縦採寸不能  
横四四・九糶

〔包紙ウハ書〕  
一、代々讓狀十三之内、

拾參 先師御自筆 深忠讓狀

讓与 西南院坊舎等事

右、任神慮、賜御鬮子、以深舜房阿闍梨、

補院主職、堂舎・僧坊・仏具・聖教・院領・

資財等、悉以令讓与之處也、然者、全院家之

住持、尋得法器之仁、可補後代之院務也、

仍遺記之狀、如件、

応永卅二年<sup>乙未</sup>十一月十八日 法印權大僧都定秀（花押27）

○包紙ウハ書のうち、「先師御自筆」は別筆である。禅慶房定秀は西

南院第十四世（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」。定

秀が西南院を讓与した「深舜房阿闍梨」は、西南院第十五世である

深忠のことと考えられるが、『析負輯』が深忠の房号を「深寂房」

とするのと食い違ふ。

四六 深忠讓狀

縦採寸不能  
横五〇・六糶

〔端裏書〕  
一、宗賢御房讓狀

讓渡 西南院々家・院領事

合 坊舎二字・敷地・山等并堂二字 四郎丸

院領・悉資財・雜具・仏具・本尊皆共童子一人

右、件院家・々領者、先師定秀之御方ヨリ

深忠相統之畢、然而、今病氣末期<sup>仁</sup>及聞、奉

阿闍梨宗賢御房、憑永代讓渡申事

実正也、無他妨、隨讓狀之旨、可被地行之者也、

仍後日龜鏡之狀、如件、

永享六年<sup>甲寅</sup>三月廿二日 阿闍梨深忠（花押28）

○抹消箇所については、右の図版を参照。深舜房深忠は西南院第十五

世、宗賢房祐舜は西南院第十六世（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先



師歴代写」。

四七 祐舜讓状

縦二九・二種  
横四六・七種

〔端裏書〕  
一西南院々領讓状

十五

奉讓渡西南院々領事

字和泉国大和泉庄天下

右、件院領者、先師阿闍梨深忠方ヨリ

雖為相伝、然今、依有要用、重書等

相副テ無量寿院長譽学頭御房奉

讓処、実正也、無他妨、永代可令知行給者也、

仍後日為龜鏡、証文状、如件、

永享七年卯十月十六日 阿闍梨祐舜（花押29）

○宗賢房祐舜は西南院第十六世、智順房長譽は西南院第十七世（『金

剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。長譽は無量寿院の学頭

であり、応永十四年（一四〇七）五月に、釈迦文院の快全とともに

豎精論義を山王院で始行した。『野峯名徳伝』巻下には、長譽が応

永三十年七月十四日に入滅したとするが、すでに『紀伊続風土記』

高野山之部巻之三六「高僧行状之部巻之三無量寿院長譽伝」が

指摘するように、これは誤りである。

四八 祐舜讓状

縦二九・三種  
横四七・一種

〔端裏書〕  
一十五重毛

西南院々家讓状

祐舜

奉讓西南院々家事

合坊舎・敷地并御堂・内山、有四至本券文、  
同聖教・仏具・本尊・資財・雜具等、  
右、件院家者、先師阿闍梨深忠方ヨリ

雖為相伝、然今、依有要用、深忠讓状

并本券文相副テ、無量寿院長譽学頭

御房奉讓処、実正也、無他妨、永代

可令知行給者也、仍後日為龜鏡、証文

状、如件、

永享七年卯十月十六日 阿闍梨祐舜（花押30）

○本文書に見える「深忠讓状」は、四六号に該当する。

四九 長譽讓状

縦採寸不能  
横五・四種

讓与 高野山平等心院事

合

右、彼院家并院領等、自先師宗賢房之方（祐舜）

相伝之處也、而今、入寺仙深、且依為定秀

法印并深忠阿闍梨遺弟、且依為器量之

仁、所讓渡実也、坊舎并御堂・院領・資財等、

代々之重書并注文等、別紙在之、然間、委細

不能注者也、永代無他妨、可有知行者也、

仍為後日龜鏡、所讓与之状、如件、

永享拾年戊午參月廿一日

左学頭権大僧都長譽（花押31）

〔裏書〕  
一「無量寿院之一代、後当院、

隠居、

○智順房長譽は西南院第十七世、良賢房仙深は西南院第十八世（『金

剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歷代写」。本文書によれば、仙深は、禅慶房定秀（西南院第十四世）と深舜房深忠（西南院第十五世）の遺弟であつたことがわかる。

五〇 良重・堯誉神供送状

縦二八・〇櫃  
横四七・四櫃

奉送

神供二度料

米一斗

五穀一折櫃

闕伽桶二口在杓

折敷一枚

上紙一帖

膝突布一端

右、奉送如件、

応仁元年六月十五日 堯誉

良重

五一 俊善付法状

縦採寸不能  
横五二・九櫃

（端裏書）  
「俊善付法状」

竊以、両部灌頂者、八祖相承之  
大法、鉄塔涌出之秘法也、然間、  
三宝院実賢方一流并重位  
諸大事等、悉以祐円授与之、於  
自今以後者、鑿機根、四度灌  
頂等、可被取行者也、仍如大  
師教、我誓修行、奉報仏恩  
及大師恩、敢不背師命、亦

不違教理云、仍為龜鏡、付

法状、如件、

文明八年九月廿四日

伝授大阿闍梨法印俊善（花押32）

○花押は青墨。円良房俊善は西南院第十九世で、浄菩提院に兼任した  
（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歷代写」）。

五二 俊善靈供米置文案

縦二六・二櫃  
横四一・八櫃

靈供米之事

一所 陸斗五升

（備出）  
平五郎

一所 式斗八升

（神野々）  
左近五郎

右、無沙汰候ハテ、まいらせ

られ

候へく候、

明応七年閏十月十八日 俊善法印（花押影33）  
栄光房（良慈）へ

○文書の奥下に某人による同形の花押が三顆あり（花押34）、その上  
に本文が記されるので、案文と判断した。円良房俊善は西南院第十  
九世、栄光房良賢は西南院第二十世（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷  
六一「先師歷代写」）。

五三 俊善讓状

縦二六・二種  
横四四・七種

〔端裏書〕  
第十八

当院家

俊善法印讓栄光房

西南院<sup>々</sup>家之事、

絵本尊・家具其外之

秘本共、又納以下事、

相残之分、相違なく渡

付候、仰庵室置仁<sup>と</sup>

如水魚思相候て、院家

相共可被守候、仍為後日、

証状、如件、

〔明応七年〕  
潤十月十八日 法印俊善（花押35）

〔良意〕  
栄光房

○第五二号の注参照。

五四 仙海讓状

縦二六・六種  
横四五・一種

〔端裏書〕  
「二十」

讓渡 浄菩提院々家・院領等之事

合 堂塔・院家・御本尊并敷地・院領・  
光台院々主職・承仕二供者、

右、件之院家者、自先師前官法印俊善<sup>円良房</sup>、

令相伝処也、然今、忠海<sup>勝善房</sup>、永代院家・

院領真国郷細川村、其外散々田畠、

悉以所讓与明白也、同代々讓状数通、

相副之、然上者、本尊御奉公、代々先師

御菩提、無如在、可被勤之、万一雖有

違乱之人、代々支証<sup>并</sup>以此証文、可被

其沙汰、仍後日龜鏡之状、如件、

〔為脱力〕  
明応八年<sup>己未</sup>八月廿二日 入寺仙海（花押36）

○仙海（房号未詳）は西南院第二十一世で、浄菩提院に兼任した。勝

善房忠海は西南院第二十二世（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先

師歴代写」。翌日付で、平等心院（西南院）を讓渡した讓状が『金

剛峯寺諸院家析負輯』卷六「院宣古遺状古証文等写」に収められる

が、その原本が西南院に伝来しないので、次にこれを掲出する。

〔参考〕仙海讓状写

讓渡 平等心院院家・院領之事

合

右、件之院家者、自先師前官法印俊善<sup>円良房</sup>、令相伝処也、然今、

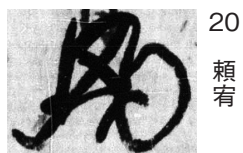
忠海勝善房、永代院家・院領真国郷細川村、其外散散田畠、悉以所

讓与明白也、同代代讓状数通、相副之、然上者、本尊御奉公、代々

先師御菩提、無如在、可被勤之、万一、雖有違乱之人、代代支証<sup>并</sup>

此証文<sup>於</sup>以、可被其沙汰、為後日龜鏡之状、如件、

明応八年<sup>己未</sup>八月廿三日 入寺仙海判



20 賴宥



21 仙杲



22 道恵



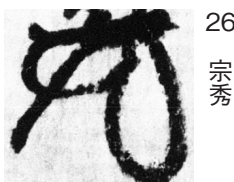
23 長範



24 鏡範



25 深範



26 宗秀



27 定秀



28 深忠



29 祐舜



30 祐舜



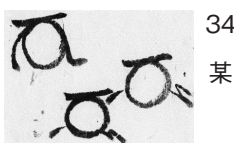
31 長誉



32 俊善



33 俊善



34 某



35 俊善



36 仙海